

KITAHAMA⁺

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

Vol. 14

特集

日米の法文化の違いから生じる 国際取引のトラブルとは？



法務 Troubleshooting
越境取引と米国輸出管理法
国際情勢が与える法規制の変化
米国における
ウイグル強制労働防止法の施行と
日本企業が留意すべきポイント
ビジネスパーソンの休憩時間
バージニア大学への留学



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

Webinar

わかりやすいと人気の北浜法律事務所ウェビナー。豊富な経験を積んだ弁護士が、有益な情報を語ります。
簡単登録するだけで、どなたでもご視聴いただけます。

<https://www.kitahama.or.jp/archive-webinar/>



弁護士

児玉 実史
国際関係法務
国際紛争解決（仲裁）

北米

外国法事務
弁護士

国際関係法務
国際紛争解決（仲裁・調停）

弁護士

争訟・紛争解決 / 労務 / 知的財産
国際関係法務 / 知的財産

児玉 実史
弁護士

特集

日米の法文化の違いから生じる 国際取引のトラブルとは？

国際法務の重要性が高まる昨今。

北浜法律事務所NAPG(北米プラクティスグループ)には

米国で弁護士資格を取得し、

現地法律事務所勤務の経験をもつ弁護士が多数所属しています。

米国における豊富なネットワークを活かしながら

リーガルサービスを提供しているNAPGメンバーが

国際取引における留意点とリスク対策を語ります。



メステッキー ジエリー 外国法事務弁護士 Jiri Mestecky

外国法事務弁護士(米国イリノイ州弁護士資格)で、大阪を拠点とする法律事務所で初めての外国人パートナー。2003年から北浜法律事務所に在籍し、それ以前はイリノイ州のシカゴで6年間、日本や海外のクライアントに対して弁護士活動を行う。また、在日米国商工会議所関西支部会頭も務め、長年、日本における国際的なビジネス界に深く関わっている。



Profile



Masafumi Kodama



Profile



下西 正孝 弁護士

北浜法律事務所パートナー弁護士。日本、米国ニューヨーク州及びカリフォルニア州の弁護士資格を有する。グローバル企業の社内弁護士、米国、フィリピン及びマレーシアの法律事務所勤務、及び米国企業での執務経験があり、インバウンド、アウトバウンド案件のいずれにも対応可能。国際取引、労務、知的財産、訴訟の分野を中心に取り扱っている。



Masataka Shitanishi

Profile



KITAHAMA^{PLUS}

message

希望に満ち溢れた一年が幕を明けました。

2023年は、北米プラクティスグループのメンバーによる日米の法文化の違いをテーマにした特集からスタートします。

コロナ禍を乗り越え、国際取引が正常化に向け歩を進める一方、

国際情勢は混沌としており、先を見通すことが難しい状況です。

そのような中でも、ビジネスが足止めされることのないよう、

法文化の違いも含め、国際取引に関連する法規制をリアルタイムに把握することが肝要です。

本号が読者の皆様のお役に立てるることを願っております。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏

下西 私たちがよく質問されることに、「日本企業が、北米地域、特にアメリカでビジネスを行う場合、特に気を付けておくべき点は？」というのがありますね。

メステッキ アメリカでは、法律分野も細分化・専門化されているので、各分野で様々な注意点があるかと思いまます。国際取引においては、日米で契約書に関する考え方がある点が多い多

**国際取引のトラブルの多くは、
契約書に関する
考え方の違いから。**

弁護士のアドバイスを踏まえて実際に社内でアクションを起こそうとする場面を想像してリーガルアドバイスを行うことができます。

メステッキ NAPGは、北米地域を広くカバーする多数の現地法律事務所と、強いネットワークを有しています。彼らは日本企業ともよく仕事をしており、日本の依頼者のニーズを熟知しています。現地弁護士による対応が必要になる場合でも、案件の性質、専門分野、その他依頼者の費用感や希望等に応じて、現地法律事務所を使い分け、最も依頼者の利益にかなう形でワンストップ、かつシームレスに対応することができます。

弁護士のアドバイスを踏まえて実

際に社内でアクションを起こそうとする場面を想像してリーガルアドバイス

を行うことができます。

メステッキ NAPGは、北米地域を広くカバーする多数の現地法律事務所と、強いネットワークを有しています。彼らは日本企業ともよく仕事を

しており、日本の依頼者のニーズを熟

知しています。現地弁護士による対応

が必要になる場合でも、案件の性質、

専門分野、その他依頼者の費用感や希

望等に応じて、現地法律事務所を使い分け、最も依頼者の利益にかなう形で

ワンストップ、かつシームレスに対応

することができます。

時間と費用が掛かる、双方が自己に有利と思われる判例を無数に引用して応酬する、といった問題もあります。それもあって、契約書において仲裁や調停を紛争解決方法として定めることも多いですが、当事務所では、仲裁地をどこにするか、交渉や調停の条項をど



**NAPGは
深いビジネス理解で最適な
リーガルアドバイスを行う。**

米国を知るメンバーが依頼者に寄り添う。 法文化の認識とビジネスの理解。

メステッキ 北浜法律事務所は、北米プラクティスグループ（以下「NAPG」）を擁しています。これは、国内外のクライアントに対して、アメリカ、カナダ、メキシコでの問題に関するリーガルサービスを提供するための

もので、日本の依頼者の北米地域へのアウトバウンド案件だけではなく、北米地域の依頼者の日本へのインバウンド案件も数多く対応しています。

メステッキ NAPGの特色は、まず、メンバードです。アメリカの著名なロースクールへ留学し、ニューヨーク州、カリフォルニア州、ノースカロライナ州及びイリノイ州といった様々な州で弁護士資格を取って、アメリカ各地の法律事務所で勤務した経験を有する弁護士が多数います。進出から人事労務、

知識管理、紛争、倒産、撤退まで、幅広い法分野をカバーしています。米国出身で、事務所のパートナーでもある

メステッキ 北浜法律事務所には、2003年に入りました。在日米国商工會議所の関西支部の代表を務めた際には外資系企業の役員の方々といつも意見交換をするなどして、企業が抱える問題を自ら、北浜法律事務所には2

003年に入りました。在日米国商工會議所の関西支部の代表を務めた際には外資系企業の役員の方々といつも意見交換をするなどして、企業が抱えているビジネス上の問題点を理解するようにしてきました。これはNAPGのメンバー全てに共通することで、企業のビジネスを理解してリーガルサービスを提供する点が強みなのです。

児玉 NAPGには、私を含め、企業の法務部にて勤務した経験がある弁護士も多数在籍しています。この経験は貴重です。単に外部弁護士としてアドバイスするのではなく、企業の方々の目線に立つことができます

下西 確かに。NAPGには、私を含め、企業の法務部にて勤務した経験がある弁護士も多数在籍しています。この経験は貴重です。単に外部弁護士としてアドバイスするのではなく、企業の方々の目線に立つことができます

メステッキ そうですね。私は13歳の夏に初来日して以来、日本に惹きつけられ、大学では藤原定家や与謝野晶子を研究していました。そこから弁護士を目指し、北浜法律事務所には2

003年に入りました。在日米国商工會議所の関西支部の代表を務めた際には外資系企業の役員の方々といつも意見交換をするなどして、企業が抱えているビジネス上の問題点を理解するようにしてきました。これはNAPGのメンバー全てに共通することで、企業のビジネスを理解してリーガルサービ

スを提供する点が強みなのです。

児玉 NAPGの特色は、まず、メンバードです。アメリカの著名なロースクールへ留学し、ニューヨーク州、カリフォルニア州、ノースカロライナ州及びイリノイ州といった様々な州で弁護士資格を取って、アメリカ各地の法律事務所で勤務した経験を有する弁護士が多数います。進出から人事労務、

知識管理、紛争、倒産、撤退まで、幅広い法分野をカバーしています。米国出身で、事務所のパートナーでもある

メステッキ 北浜法律事務所には、2003年に入りました。在日米国商工會議所の関西支部の代表を務めた際には外資系企業の役員の方々といつも意見交換をするなどして、企業が抱えているビジネス上の問題点を理解するようにしてきました。これはNAPGの

メンバー全てに共通することで、企業のビジネスを理解してリーガルサービスを提供する点が強みなのです。

児玉 NAPGには、私を含め、企業の法務部にて勤務した経験がある弁護士も多数在籍しています。この経験は貴重です。単に外部弁護士としてアドバイスするのではなく、企業の方々の目線に立つことができます

下西 確かに。NAPGには、私を含め、企業の法務部にて勤務した経験がある弁護士も多数在籍しています。この経験は貴重です。単に外部弁護士としてアドバイスするのではなく、企業の方々の目線に立つことができます

メステッキ そうですね。私は13歳の夏に初来日して以来、日本に惹きつけられ、大学では藤原定家や与謝野晶子を研究していました。そこから弁護士を目指し、北浜法律事務所には2

003年に入りました。在日米国商工會議所の関西支部の代表を務めた際には外資系企業の役員の方々といつも意見交換をするなどして、企業が抱えているビジネス上の問題点を理解するようにしてきました。これはNAPGの

メンバー全てに共通することで、企業のビジネスを理解してリーガルサービ

スを提供する点が強みなのです。

児玉 NAPGには、私を含め、企業の法務部にて勤務した絏験がある弁護士が多数います。進出から人事労務、

知識管理、紛争、倒産、撤退まで、幅広い法分野をカバーしています。米国出身で、事務所のパートナーでもある

メステッキ 北浜法律事務所には、2003年に入りました。在日米国商工會議所の関西支部の代表を務めた際には外資系企業の役員の方々といつも意見交換をするなどして、企業が抱えているビジネス上の問題点を理解するようにしてきました。これはNAPGの

メンバー全てに共通することで、企業のビジネスを理解してリーガルサービスを提供する点が強みなのです。

児玉 NAPGには、私を含め、企業の法務部にて勤務した絏験がある弁護士が多数います。進出から人事労務、

知識管理、紛争、倒産、撤退まで、幅広い法分野をカバーしています。米国出身で、事務所のパートナーでもある

メステッキ そうですね。私は13歳の夏に初来日して以来、日本に惹きつけられ、大学では藤原定家や与謝野晶子を研究していました。そこから弁護士を目指し、北浜法律事務所には2

003年に入りました。在日米国商工會議所の関西支部の代表を務めた際には外資系企業の役員の方々といつも意見交換をするなどして、企業が抱えているビジネス上の問題点を理解するようにしてきました。これはNAPGの

メンバー全てに共通することで、企業のビジネスを理解してリーガルサービ

スを提供する点が強みなのです。



米国では、強制労働によって採掘、生産又は製造された製品の輸入を差し止める命令（WRO）が近年、多く発出されるようになっています（1930年関税法307条）。2021年1月には、新疆ウイグル自治区に由来する綿とトマトの輸入が全て禁止されるWR0が発出され、ユニクロの綿シャツもロサンゼルスの港で差し止められました。同社は、再審査を申請し、原料の綿が中国外から調達され強制労働がない旨の説明をしましたが、証明が不十分として却下されました。

さらに、2022年6月に施行された「ウイグル強制労働防止法（UFLPA）」によって、WROが発出されず

く必要性が高まっています。

日本企業としては、製品の輸入が差し止められないようにするためにも、平時から人権デューディリジエンスを実施し、自社のサプライチェーン上において製品が強制労働に依拠していないこと等を確認し、明確かつ説得力のある証拠を提出できるよう準備してお

バージニア大学への留学

今年の夏より、バージニア大学ロースクールのLLMプログラムに参加しています。トマス・ジェファソンが創立したこの大学は、キャンパスが緑に溢れて美しく、また学生も優秀で、勉強に取り組むにはとても良い環境です。今学期は、M&Aに関連した授業やゼミを中心に受講しており、どれも大変興味深いものばかりです。英語でのやり取りにはまだ苦労しており、授業中に冷や汗をかくこともありますが、クラスメイトと励まし合いながら日々過ごしています。

米国における ウイグル強制労働防止法の施行と 日本企業が留意すべきポイント

Relay column

国際情勢が与える法規制の変化



Jun Kawanami

Profile



Have a little break
ビジネスパーソンの休憩時間



藤田 俊輔弁護士の
アメリカ
留学



藤田 俊輔
Shunsuke Fujita



法務 Troubleshooting

越境取引と米国輸出管理法

File / 14

近年、米中通商関係の緊張が続く中、米国からの経済的圧力に伴い、2018年輸出管理改革法

(ECRA)とその下位規範である米国商務省が定める米国輸出管理規則(The Export Administration Regulations(EAR))の適用可能性が問題となるケースが増えています。

具体的には、日本企業が海外への越境取引をする場合に、ECRAが適用される可能性があります。すなわち、同法は、米国から物品等を輸出する米国企業に対してだけでなく、いわゆる再輸出、つまり米国から輸入した物品等をさらに第三国に向けて輸出する際にその非米国企業(例えば、日本企業)や個人に対しても適用され得ます。

同法は、米国の国家安全保障を維持する観点から、米国政府が輸出を規制する必要がある品目を指定し、これらの輸出を制限ないし禁止する国、地域、輸入者等の仕向け先を指定して、その

対外輸出については許可を義務付けて、当該品目の輸出及び再輸出を規制しています。規制対象となる品目は、①米国製品又は產品だけではなく、②外国製品又は產品で微少量以上の規制対象米国製品を含むもの、③規制対象である米国技術又はソフトウェアを用いて製造される外国製品又は產品も含まれます。

輸出が規制される品目や仕向け先は、ECRAの下位規範であるEARにより具体化されています。

主に化学物質、コンピューター、センサー及びレーザーなど、兵器の開発に転用可能な品目が規制対象品目とされており、また、品目に応じて、輸出が制限又は禁止される仕向け先が指定されています。

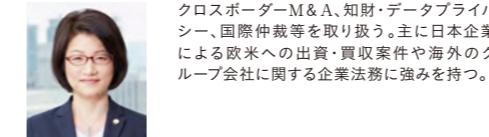
EARの規制対象となる品目や仕向け先等は日々アップデートされて

おり、その適用可能性について微妙な判断となる場合があります。詳

しくは専門家にご相談いただくことをお勧めします。



生田 美弥子
Miyako Ikuta



クロスボーダーM&A、知財・データプライバシー、国際仲裁等を取り扱う。主に日本企業による欧米への出資・買収案件や海外グループ会社に関する企業法務に強みを持つ。

山川 和也
Kazuya Yamakawa



国際法務、涉外法務全般を取り扱う。最近は、日本企業による海外会社の買収案件、海外法人による日本国内での破産手続参加のサポートなどの案件を取り扱っている。

